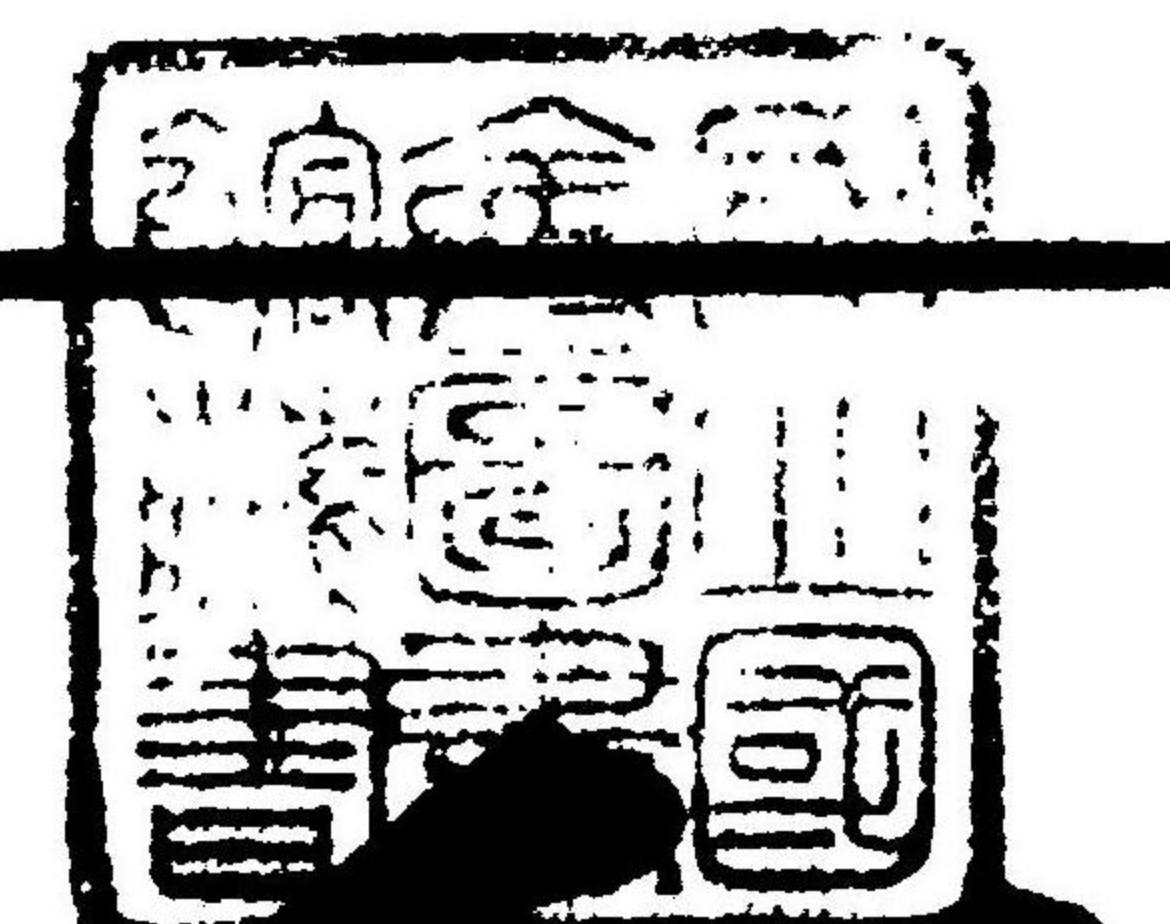


明治二年秋新鋤



租調考



尾張

従容館藏板

麻田日出郎著

（吾）租調考三浦千春

一冊四

圓

租調考是ハ此の昔より之を以て之を爲す
事多有也此の事は其の後之を爲す事
多有也此の事は其の後之を爲す事
多有也此の事は其の後之を爲す事
多有也此の事は其の後之を爲す事
多有也此の事は其の後之を爲す事

345-1016236

○租調考序

•112591

345.21M573A

租調考序

田口正行
○租 調 考 三浦平春
一葉園 國

租調考序

田口正行著
三浦平春考定
一葉園印



不思議な事であるが、國造の御名は、必ず其の地の國名を冠するのである。

國造の御名は、必ず其の地の國名を冠するのである。

一、國紀

神武帝既に中州を定め給ひ、大倭國檍原^{カシバラ}と都^{カシバニ}を下す。天子を知り、邑^{カシバニ}より皇化行はれて、万代の基を建み、便土地を割て功臣を封し、或は國造^{カシバニヤシマ}或は縣主^{カタヌミ}とす。事史典より見えたり。

珍彦^{カシヒコ}を倭國造とし、弟猾^{オトヌシ}を猛田縣主とし、黒速^{ハロバヤ}を磯城縣主とせられ、類人なり。此後代々の國号考より論焉あり。

今始く書紀の文の傳と異^{ヨリ}、引く事多く、

景行帝の御代より、七十王を國に用造和氣稻置縣主
又封^{ヨサ}しる。

成務帝の御世より、大国小国の國造大縣小縣の縣主を定
まへる事。古事記は見えずり。がくて諸國は國造君別直稻
置縣主首なむくさくの差等ある。うやうか國造ハ已
とゞ上なかと見え。此外もハづれ高く。づれ卑。りびん。
其けちめ今ハ詳ならぬと。大づ此くちの等の人との
の其國縣を治め一あり。またまハ西土三代封建といへる制
のことくよて諸侯は公侯伯子男の五等あり。とつよす。
國造以下縣主などの等あり。よ似すり。

如何に地
童物^{ウタガ}を
ア

されハ其國造等は任し給ひさる。公田の地^{ヒトコト}ハ別^{コト}司^{シキ}を置
て貢物^{ヒツギモ}を奉^{スル}。いめりひ^{シテ}成^ヒ。其貢物ハさよく有^ヘれ
と第一主^{ハセ}とするところハ田租^{タケツ}なる論^{ハシマ}也。さるハ先此
皇國^{カミノクニ}にて農を殊^{ナリ}重くせらる^シ所^シにて其^ト、
天孫降臨の御時。

天照大御神勅^{ハシメ}曰。以吾高天原所御齋庭穗亦當御於吾兒
とありて稻種^{イナキ}を^{シテ}ことさらふかく勅^{ハシメ}て授^{スル}。是を

大八洲の国内^{アキ}よ殖播^{ハシメ}して。
天皇の御饌^{ミク}を。千万秋の後^{ハシメ}よても豊^{タチ}う不足^{ハシメ}ハづら給^{スル}と
の御事依^{ハシメ}のまへよ。

皇孫此國スカニ天降タモトて農業ナガシナを教タヒハ相タモリり始タマツ。五の穀キモチうらハアラシタ田タケシタの登タマツりて豐葦原トヨアシハラ乃瑞總國シラホの名タマツことふ空アラカニ天下アラタナカの百姓富榮ホシタガラえ種タガの貢物タタキ奉タマツり統タマツげて上アマツも下アシタも平タマツらしく安タマツく足タマツハタマツことなくかく大御民タマツの貢進タマツ諸の御調物ミツギハ御供給タマツムテ公タマツ用タマツひ給タマツハ則タマツ天日タマツの神タマツ。

皇孫ツキヨサ給タマツ寄タマツよて其タマツ受納タマツ知タマツを天タマツつ日タマツ繼タマツ知タマツ。

一タマツとタマツせり志タマツヤセハ即タマツ天下志タマツ一タマツす御事タマツにもそれなり書紀尔騰極古云日ヒツギト繼タマツ也タマツと註タマツせられて天子の御位タマツのうへ日タマツ繼タマツとタマツこの御位タマツを繼タマツすタマツ皇太子タマツと日タマツえへる如タマツ。

嗣タマツの御子タマツとタマツ奉タマツこ彼是タマツと以タマツて業タマツする天子の御位タマツハ日タマツ大神の寄タマツ天下タマツの御調物タマツと受タマツいれ知タマツ召タマツと以タマツて重タマツとタマツる事タマツ一タマツあるタマツ。神皇正抄記タマツ神武天皇の條タマツ床タマツと同タマツ一タマツおゆタマツます皇宮神宮タマツとタマツつきたりタマツハ國タマツの調物タマツとも齋藏タマツをタマツめて官物神物タマツ乃タマツきだめタマツなりきとあるなとタマツとタマツ由タマツ調物タマツを叔其種タマツの御調物タマツの中タマツハ上タマツいへとタマツ然タマツれどタマツ。

神勅タマツのことなタマツ故タマツ有タマツても稻タマツ主タマツとタマツと田租タマツの者タマツ一タマツなる事論タマツ其餘の御調の品タマツ今委タマツとタマツ知タマツとタマツいへとタマツ然タマツれどタマツ。

権原朝タマツ天富命タマツとして日タマツ鷦タマツ命タマツの孫タマツと率タマツて肥饒地タマツと求タマツきて。

田祖ハ稻ヲ

オトシリ矣

麻トシ

贊ミテ

阿波國専穀麻の種を殖メ。又東國よも麻穀と播殖て。よき
麻の生一町と。總用今之上總下總是なりといひ穀木の生じ
る所と結城郡といひよ。古語拾遺に見え。うの穀麻と殖
志ア。阿波國専日鷦命の子孫ありて。後々まで大嘗の年
に當りて。木綿麻布及種々物と貢ウ。ともてこれハ。うだら
み是らの貢獻有。天皇の供給奉リ。麻。

遙々後々ハあれと。

應神帝の御時。吉野國攝人土毛。栗菌年魚
の類。又

仁德帝と菟道皇子と。御位と相讓り。こう。海人鮮魚
の苞旦を奉り。互に受いれぬハナリ。行うとの間。
其魚鱗れたり。古事記書紀に見え。万葉集の歌。
御食つ國。日の御調であるハ。

天皇の名上りの御饌の物と奉ること。うすなり。是ととも
思ふべ。

其後

山岸神代時
田祖外
原・調役
ノノ

崇神帝十二年始。校人民更科調役。此謂男之弭調女之手末調也。と書紀にあひされて。課役の名目始て矣。又見え。され
と此脚代より始て御調と科せゆるよハあらて。むかと人民

戸口を校檢^{カムカ}し、殊ちらず調物の制と定めたり。さる
ハ更科調役と見えて始てとハ記されたると思ふべ。ラ珥の
調^ハ弓もて射獲たる歎肉又其皮などとの類。手末の調^ハ女^の
手^{にて}造れるものにて、絹布などの類といへり。但^一男の調^ハ
上代^よも弓もて射得^{する}物のみ^ハ限らざるべ^{これ}と主^{とす}
とする所ともてかくいひて、女の手末調^ハ對^{カタカ}へる^ハ言の文^字
也。却^テ鎮坐^ス本紀^ヨ、男弓弭^ミ物^ハ大刀・小刀・矢・楯・鉢・鹿皮角・猪皮忌^ミ
鍬・忌鋤^ミ類是也。女手末^ミ物^ハ麻桶・綿柱・天織具・荒衣^{アラグヘ}・和衣^{ハタケ}・荷前^{ハサキ}
御^{ヨリ}調類是也と有^リ。極^{シム}御調物の事^ハありて、田租の事^の
えぬハシウツトシフ^ム。此弓弭手末の調^ハ、上古
田租^{タダヅカ}

上下安寧がうへと思へり。若是すり先は田租の制
なく必參は至りて其がる有りやれどもを唯農と
勧め給へるのとて田租の事のハナヘテモ見えやる。前
代より因襲ヨリタマひて別に其制の變る事ハナヘテと知へ。テハ始
めよも論する事々。田租ハ人皇の始より有て万葉の歌よ
も。稻穀と万の調ツヅキの最上とせし由ハシメえよ。上古よりあつ
いひ傳へることある成へ。

万葉集十ハ長歌。もううきのあまや國の天の下よもの
道ハシメは馬の丸ハシメよハミ船ハシメのハシメよつるやてよ。
ハシメよ今ハシメのとつよ万調ハシメの司ハシメと佃ハシメりよ

次

なりひとふ

屯倉

垂仁帝御世より始て屯倉ハシメと來日邑ハシメ興ハシメ。又河内國より高
石池茅治池倭國より狹山池迹見池を作らし諸國より令して
多く池溝を開く。其數八百あまり民農ハシメとめて事とし大
富榮えさる。書紀ハシメ又え又同書ハシメ。

景行帝御世五十七年冬十月令諸國興田部屯倉ハシメあり此事
と古事記より定田部又定倭屯家ハシメ見えすり御屯倉の目。
無仁帝の御時始て見えずれとも是より始まるよ。あらば。
猶是より先の御代より有ハシメなうと云ふ說あり然れども

朝料
金

是ハ上古よりの御料の地。始て倉廩を建。又官家とも造ら
一め公田の穀を藏り、されば御料の公田。是より先も有ハ論みされど。屯倉を建られハ実ニ此脚世ア
始てから。す。松毛倉ハ本居翁説。官所の事にて。国く所く
スアリ。

朝廷の御田。稻穀を納る倉廩及官倉を弥夜氣と云。又其御田をも包含せて常よニやけと。其御田を掌る人を田令。屯田司とも。其御倉官所を掌る人を屯倉首。といへり。又田部ハ屯倉の御田を佃うむる為。定め置る。民の部なり。すくて部とりと。今武家にて某組

とりよりおとく。一組ごと部といへり。田部ハ屯田を佃る公民たり。さて書紀。

成務帝御世。令諸國以國郡立造長縣邑。置稻置並賜稻。方以為表。則隔山河而分國縣。隨阡陌以定邑里。是以百姓安居天下無事焉。と記して諸國の

朝廷の御料。又國造縣主稻置などは任へ。國郡の封境など。のふも。此御代の頃より漸く。せんぐく。ハ定まれ。古事記傳。いよいよ。の大。たのをよ。心得安く。今。世。准へて。ひも。國。が。國。造。別。君。直。稻。置。縣。主。など。今。の。諸大名のことく。よ。屯田。といふ。ハ諸國。は。ある。公儀の御料地。

今。の。諸。大。名。

也田
ノ儀御内
也田

のとく。屯倉ハ其御藏御代官所のとくやう物ナリ。但一
屯田ハ處々よ散在て。數いと多く。今ノ公儀の御料がとのこ
とく。一處よ廣く大きくて在るよハあら。屯家もす。屯田
の所毎々各あり。ナリ。以^上とソヘリ。案すうよ。

無仁帝ナリ以来。御代^{アラカリ}も。屯倉を所^{アラカリ}に置く事いとた
はく。

安閑帝の御代^{アラカリ}も。国^{アラカリ}に置く所の屯倉すべて二十六所
ナリ。其後

推古帝御世。每國置屯倉。とも見えナリ。されと后妃近臣等^{アラカリ}
より多く。ゆれハ。屯倉の地悉御料のとくハあら。ナリ。

トナリ。かくて此屯倉の田ハ。上^{アラカリ}見えト田部^{アラカリ}と唱ふ。公民
と役して耕作せ。又。鑛^{アラカリ}とリ。林も。あらハ田部
稻の内^{アラカリ}。田部の勞^{アラカリ}當^{アラカリ}ハハリ。と免^{アラカリ}。其餘^{アラカリ}を税^{アラカリ}ト
て、收められ。トモヤ田令屯田司^{アラカリ}と其事を掌れる。ナリ。

書紀^{アラカリ}

安閑帝御代。詔櫻井田部連某某等主掌屯倉之稅と見えナリ。
上古の田租の法。屯倉田部と置れ。トモ一變せ。然今考る
所ナリ。

屯田の耕種。田部を役する事。西土の井田助法^{アラカリ}と似ナリと。
本居翁もいわれすれど。たゞよあらナリとも定めか。

御縣アリ

官田也
京畿内
六ヶ所
天主供物
物作成者

一・毛倉の税とあるあれハ猶是ハ貢法からへまつや・熊澤伯
継翁云本邦王代よりよ及ひて武家の代とすがても・貢
法と用ひられすが・日本の土地より井田の法ハ用ひき
此外尔御縣と唱へて・

朝廷の御料あり・こハ供御の料の物を作り奉る御莊アリ
を・京畿より定められて・大倭國の内より高市・葛木・十市・志貴山邊
曾布・すべて六ヶ所の御縣あり・

あざさハ古事記傳の説より上田の意より島より負る名の
よりされハむかと島多より所より菜園地のたぐひをもん
然れども水田も亦有一なり

推古帝御代・蘇我大臣奏して・葛城縣を得て・封縣とせし事と
乞申あくよ・ゆうさせ給はざり一事あり・御縣を定めり
コ始ハ空うからぬと・と古くより有一と見えり・初年祭
よりも御縣より坐神より祝詞あり・此六縣神名帳よりの御縣
神社ありて皆大社なり・

朝廷供御の物を貢進する地なる故より其神を重く祭り給
ひて・新年の祝詞もある成へ・此御縣と云ハ祝詞考より御縣
を令より官田とづふよて・畿内より
天皇より供御の物を作り御莊とづふも是ナリとあり・古事記
傳より上代ハ

朝廷の御料をすべて縣とりふとあれとも。諸國の縣より
租税とけり。供御の物など奉ゆる史典より見ゆ。也倉
こう御料までハあれ遠國某縣ことてある地。ことく
御料ナリ。とハ思ひれど。こハ古く倭國より六縣を供御の
料の地と定め。ことよ親へ。廣瀬・參立・田衆など六ヶ縣
祠又見えゆるなあすひ。より縣の民。縣の官など常よひ
とと思ふ。されば。御料の縣なるを後よハナム。唯縣と
まれ耳。されてもとハ御料の縣なるを後よハナム。唯縣と
さへへとやうて御料の多よ成る成へ。諸國の某縣
こといへる地。

孝德帝御時より。すべて郡と改められ。とわがて御縣

をやうて。使ひを遣ハされて戸籍と造り田畠を校へ。一めう
れ一丈りきて書記よーはされ。より諸國の縣こも御料なら
ん。スハとも。使を遣ハさるへきよさもあらぬ。ハカ縣ハ
限れ。六ヶ所。郡とせらう。ハ凡えど。只唱へを變られ
たるのをやり。屯家ハ此御世より罷られ。ことだけり。故
此縣の民の耕種のせよなど。以うからり。知かずとい
へとも。令よ見えゆる官田の條など考へ見。思ひ半よ過ぬ
也。

田令よ畿内よ官田と置つて。見えり。是ハ官の差配
みて。耕種する田所なり。民部省式よ凡官田者。山城国廿町。
宮内省。官。八町。大和国十六町。省。九町。國。七町。國。八町。
國。營。十二町。大和国。十八町。省。八町。國。七町。國。八町。

国営和泉國云々攝津國云々其営種料稻町別一百五十束。
十町所獲苗子五百束。國別長官主當其事。と凡て其耕種のさま

ハ田令より詳なり。

官田役人夫

右官田尔人夫を役すべきを毎年官内省より前「もり」を
調へ其筋へ達一取うちするなり。人夫ハ雜徭を以て充
るなり。右耕作の奉行は官内省の管内の雜任を年ことよ
代るべや付て其ことを掌らむ。是と田司と云。年終よ
官内省收穫の多少を勘へて或ハ廢一或ハ賤す。

此外諸国の國造君直別縣主稱置などより任しより土地工
とかの

田間

箇名不仕
金物仕
テラニヨ輝

國造以士
崇神帝の御時定め給へる御調物の制ありて何品と限れる
事ハなく唯其所の宜きを貢。又役より仕入れしと見え
り。又書紀尔大化元年詔云其臣連等伴造國造各置己民
恣情駆使又割國縣山海林野池田以為己財。爭戰不已。或兼并
數万頃田或者全無容針少地及進調賦時其臣連伴造等先自
收歛然後分進脩治宮殿築造園陵云々とあるを見る。伴造
國造より土地を私していつから收歛。又奉ふへむかの
をわざうせると咎め給へるなれハ調賦のこと。是より
志るく又同書云大化二年宣改新之詔曰云々嚴舊賦役而行
田之調。とある。又て曰賦役賦ハみつきよて調なり役ハえ
田役相

あるハ是より以前の制をもての給へるよてすなハち

崇神帝の御時の制なるべし。但一は是より後の御代々尔サ

一は損益ハありむすべきなり。

穀麻糓と植蚕と養ふことハ神代よりありて木綿麻布絹等の品く皆上つ代より貢物又せりがり中にも養蠶の道を三韓朝貢す。世よ早めて韓人として諸國又養へらるゝトナリ。世上小弘や書紀也。

雄畧帝十六年秋七月詔宣秦國縣殖秦又散遷秦民使獻庸調。古語拾遺尔。至於長谷朝倉朝秦氏分散寄隸他族秦酒公進仕蒙寵詔聚秦氏賜於酒公仍率領百八十種勝部蠶

織貢調充積庭中云々自此而後諸國貢調年々盈溢更立大藏云々と見えすり是も調の此時より始まるる所ハあらも秦氏のものとおわせて絹と織一と貢うるのみと云ひを云ひ。

仁徳帝の御時三年の間ごく人民の課役を免され宮殿兩もれとも修理を加へ給ハナリと史云々え。此課役ハ租調庸とこめていへるよて即御料ハ毛倉の田租及種々の貢物私領ハ国造縣主等の所有土地の賦役なるべし。すて此租調のみハ本居翁の博識すら上古のことを委々知らぬと古事記傳あるぞれハナリて吾傳の考ふべきよ

あらざるを如何せん。

孝德帝大化以来の事ハ書紀より今ヨモ季々記されて明
うなれハ次ヨモ志アレトモルヘ。

○孝德帝御代天下すべて万の御制度を改られて漢さまよ
なれ事ナホ。諸国の定めも國と分て郡と。所ノ毛倉
なども罷られ国造別君稱置縣主などの治め來つゝ地とも。
ことく公ム収められて國每ヨ國司と任へ郡每ヨ郡司を
たゞ。是より上代封建の制やミテ郡縣すナリ田租賦役の
定も更ニ一変せり。

上代ハ祭政一ヨテ朝廷の大御事業ハ更ナリ諸國ヨモ

國造其國の神事を司り民を治ム。世ニヨ其職を傳へ
其地を領して。

朝廷は仕奉りニヨ。此時より國の政事ハ國司の知る事
となり。國造ハ其下ヨづけて郡の大領少領などみなされ
ム。然れども國造の号ハ停め給ひ。國の神事ハ猶もと
のまゝに國造の司る制ヨテ。云國造神壽後祚古九
人を國造といひ一ハもとよりヨテ其氏の内とも即國造
といひ一ハ同氏族の人ハミナ同一く某國の造と名の
カ一と其中ヨテえらひて郡司ヨモ任せられ。されハ
其郡司ユナレズ人のミハ神事ム。領ラされとも同氏の内
郡司ナラぬ人ハミナ神事を後くまでも夫のミハラハ
まれずか。ヨコヒテえらひ後くまでも夫のミハラハ
也。終ヨハ全神職の如くナリ。後世國造といふ名の稀

書紀天武卷三高
市郡大領高市縣
主許樹ときえい
縣主あとも郡司
小仕せらねーぐ有
成ベー。

く神社のこれるハ此より成り。君別縣主稻置などの
たくひも世につきて治め來りト地ハさへ出して皆國
司より属せる郡領以下の吏よりなとあられハ君別縣主
稻置のたくひハ姓の戸姓字とのニ成て後によハ國造より並
し職なり。又と志るものさへ稀まれり。縣主稻置の大
きは是より以前にも有りて上世のありさよたとす
へハ先代より某地の縣主となされ一人の子孫其氏族となり
縣主と戸とせしハ職即戸なり。き君別稻置などは是より
同にさると其賜へる土地を大化の一新の時公々收めら
れ。ハ是よりて某地縣主てふ名の云ふて其地と知
みたるれハ全戸とのとなり此差別と弁へずハ終らハ
一くて悉か
かんものア

書紀

孝德帝大化二年春正月甲子宣改新之詔曰其一日羅昔在天
皇等所立子代之民處屯倉及別臣連伴造國造村首所部
曲之民處田莊仍賜食封大夫以上云々其二日初脩京師置
畿内國司郡司云々其三日初造戸籍計帳班田收授之法凡五
十戸為里每里置長一人掌按檢戸口課植農業禁察非違催駁
賦役凡田長三十步廣十二步為段十段為町段租稻二束二把
町租稻二十二束云々其四曰罷舊賦役而行田之調凡絹絕絲
縷並隨鄉土所出田一町絹一大四町成疋長四丈廣二尺半絶
二丈二町成疋長廣同絹布四丈長同絹絶一町成端別收戸別
之調一戸貲布一丈二尺凡調副物鹽鹽亦隨鄉土所出凡官長

租調庸
貢法考

者中馬毎一百戸輸一疋若細馬毎三百戸輸一疋其置馬直者
一戸布一丈二尺凡兵者人身輸刀甲弓矢幡鼓凡仕丁者改舊
每三十戸一人而每五十戸一人以定諸司以五十戸定仕丁一
人之糧一戸庸布一丈二尺庸米五斛云ニと見えナリ今又を
首てくくよ引リ委トクハ本書よつきて見るヘシ是より租
庸調と三色の貢法定りて其量品ハ令よ載らんたゞところ
まつ租ハ田令よ凡田長三十歩廣十二歩為段十段為町段租
稻二束二把町租稻二十二束義解云田賦為租也又云段地獲
稻五十束束稻春得米五升也即於町者須得五百束也庸ハ賦
役令よ凡正丁歲役十日若湧收庸者布二丈六尺一日二尺六

す須苗役者滿三十日租調俱免役日少者計見役日折免通正
役並不得過四十日次丁二人同一正丁調ハ賦役令よ凡調絹
絶絲綿布並隨鄉土所出正丁一人絹絶八尺五寸絲八兩綿一
斤布二丈六尺若輸雜物者云く次丁二人中男四人並准正丁
一人其調副物云くと見えナリ凡天下の田を悉公工收め併
せられて其田を官職ある人よハ位田職田なきとて其ほど
くよ給ひ百姓へハ口分田とて男女奴婢よ至るよて人數よ
应トて班ちゆひ其租稅を收めラウ百姓の力よて空閑の地
を起したるなとハ墾田と唱へて正稅ハ徵れず私田ナリ三
善清行異見封事云公家所以班口分田者為收調庸舉正稅也。

とありて天下の百姓悉口分田を給ひて正税を納め又其身
よつきて調庸を収む。

班田
班田の事ハ田令尔田六年一班もあり畿内ハ班田使を補
せらる參議以上ナリ然れども邊陸より至りてハ班授のな
き國も在して見えて統紀天平二年大宰府言大隅薩摩兩
國建国以来未曾班田其所有田悉是墾田相兼為佃隨旧各
令自佃焉とあり。

令の後慶雲三年九月丙辰遣使七道始定田租法町十五束及
點役丁と統紀があり町二十二束の租と此時減して十五束
とせられナリ是天下大小の百姓の出所の正税なり。

百姓
百姓ハ即良家とリ。古代ハ農兵にて今之百姓と同へ
京師へ衛士と唱へて一年づ勤番し又筑紫等へ屯
戍又ゆくと防人と唱へて三年づ役せらるナリ此外
軍事あれハ大將軍は隨從して其所は赴く海外の役も亦
然り其勤番屯戍の勞は隨ひて正税調庸を免ぜらる。

今是を心得やすくいと假令先百姓父子二人夫丁
ととも四人の家あり班ぢゆ所の口分田男二段女父
子合せて四段女減三分之一段三畠家人奴婢並給三分
班田繪

田ニ五歩
丈

セ吉城

丈

石二石
斗

一尺五寸
一斗五升
一石五斗

五合五段よりハ三斗七升五合是と正稅とす

一段ハ方五尺

一尺ハ曲尺の一尺ニ寸ニ是を大尺と云
地を量る所ハ此大尺と用ふさたりを

五合
五段
五合
五段

為一步三百六十步を一段とす獲稻五十束ハ上田の定より中下田ハ次第劣りの定あり然れども米二石五斗ハ過當なりと疑ふ人あらん是古代近來外の制よからずあれハナリ此こと未よりよへー

此外庸ハ正丁歲役十日若須收庸者布二丈六尺云々とありて正丁歳二十一年より一人一年の内夫役十日使ふと立す物なり何事もあれ其身と夫役と使ふ時ハ其通り若夫役は使はされハ其代りよ布とて一日二尺六寸十日よ二丈

百三十尺

トス
トス

半減

調

六尺則一端と取るこれと庸布といへり此後慶雲三年詔曰云く正丁歲役收庸布二丈六尺當欲輕歲役之庸息人民之乏並宜減半とありて此時よ庸布と半減よて一丈三尺よせられると見えずり調ハ絹絶絲綿布並隨鄉土所出と見えて正丁一丁に給されハ八尺五寸羨濃絶と八尺六寸餘絲されハ兩綿えれハ一斤布えれハ二丈六尺雜物ハ鍊鹽鰯堅魚紫菜海藻等の類物又隨ひて定數あり又調の副物として紫茜木綿漆黃連等と出で品もあり但一足等の品をとり揃へて收るよハあらて品の内何なりとも其所の宜一きよ隨ひて出せるそれハ至て軽きゆとあるへー尤調庸ハ良家より

收む奴婢ハ此限りアラム右を通計シテ一ヶ年四口の収る所采三斗七升外五合布二丈六尺絹八尺五寸其外調副物とて些少の品を出だのミ。租ハ三十三分の一より過す。調庸と租より加へて積るとモ。西土上代什一の税よりハけるより軽。

玉ノトトヨ令の制正税の分量のみを論シテ是トヨシ。さう不審なる有ありて別ニ僕考もあれどたゞひうの考の如くナリトモ。十八一より過さざり。其外より調庸などいふもの有リトモ。夫モ何程の事ナカムアラム。大寶の比かくの如くなれハ夫より以前上古ハ猶モナリ。

今ある思ひやうヘーとあり集義外書より。本邦王代といふよ及ハ武家の代と成ても貢法を用ひられた。古の制の残りナリ。所稀であるとかくも皆十一の貢。ハ過すと云く。本居熊次の兩翁。クイオレーレハ。十九一の事考據ある。モヤ。皇史より載る所ハ上より下。二十三分の「又過さざり」ナリ。

○神武帝以来世より定められ。國造別種置等。製封の土地を皆公より收め併せられて郡縣の制みなされ。されハ彼西土秦王。歟國諸侯と曰はれて。國と縣とせしとハ大よ異なりとて。或ハ是を議する者あり。先づこ其論ハ志はまく置

ぬ。今まで國造らの領知せ一地。其外屯倉などの地も一切停止せられ。公田とて、是を百姓より班ち与へ。其田より正税を徴するなれハ。大化一新の時、殊より軽く定められ。物なるへし。其上租庸とも。慶雲年中又一革減せられて。いよ／＼薄斂より成るハ。尤もてたゞ事より。百姓殷富なる所以なり。前よりもいへる。ことく農より兵あり。兵即農されハ。後世百姓より殷富豪族のもの多く出来て。其弊終より土地を兼併し。口公田（とをも賣買せ）にて、格文（アズミ）これハよして。墾田など。の私田ハ。富有的家より併せ領せ。家人奴婢を多く口置て。威勢を振ひ。やむすれハ。国司の命と用ひ。正統と奴め。恣うて国害となる者あるよ至れり。又、

「諸國より別直稻置などといひて在り。人の子孫。大化一新的後。其国にて猶勢ひありて。多くハ。国衙の官人より。さらねもそとより家系を重くする風俗なれハ。威望たゞく。田地山林など廣く領し。又国司の子弟親族など京より下り居て終より其国より土着。一郡一邑より長たるあり。が、ざたゞの名族サなうらえ。是皆仕ふれハ。王臣仕へされハ。百姓なり。王政裏へて源平争乱の頃。兩氏の将帥より属す。某国人某住人など称し。戦功をたて、武臣となれる輩、皆前よりよたくひをほり。うるよ差つかて。代々名田多く傳へ。家人などあや。扶持せ。豪家の百姓なり。大名と云名も。名田多く

記の嘉元三年四月の條、諸國大名不應國役より大名と云ふ者

所持するなり起りて鎌倉の頃の三浦畠山のたゞに是なり。

今世封侯を大名と云ひ當らざるのをならば、とて貳称と云ふべし。

地子
賃租

叔右よりよもろくの百姓は班ち給へる田の正税。是則天下に、かゝての貢物なり。其公田公田ハ位職田私田小いよ帳口公田衆田ホコトテ官府の司れる田なり所輸の定めハ又別にて各田の上中下より隨ひ獲る所の稻五分の一を收む。是を地子と云又賃租として公田を一年限りよ春時直マタセを取て人よ与へ秋よ至て稻を輸す定めあり。直をとるを賃と云。稻を輸すを租とりゆなり。委一ぐハ田令よ見えよりかくのことく耕作人よ春時

いひと取ときハ秋の租ハ正税と同一く一段よ穀一斗五升穀ハ叔なれハ五分摺コトセ外外五合則一段の正税の米同ナリるよ次ヨ引る主税式の丈よ又ゆかくの如く公田の収納兩様あれとも賃租ハ少く地子の多く多うりよや拾芥抄よ租地子雖シテ一流格式之時租者數少地子者數多と見えより。叔地子五分一のよ。延喜主税式よ凡公田獲稻上田五百束中田四百束下田三百束下田一百五十束地子各依田品令輸五分ミ一卷惣計國內所輸不滿十分之九者勘出令填但不堪佃田聽除十分之二其租一段穀一斗五升町別一石五斗皆令營人輸之とあり是古代公田取箇の定めよて禾五十石を獲る所なれハ拾石を

公納と四十石を下収とす。今所謂二つ免たり。

正税よりけて公田の租を地子と唱へたる。実ハ此地子
とりよもの。今之年貢の根源にて。今之地子とりよものと
を同しからば。洛中の地子を免すなどの類ハ。

朝廷へ貢の租をゆうされしを云がり。市中宅地をのゝ地
子とりよよハあらん。諸國はあり。一國この地子ハ国司
是を支配す。格式の書よ地子官物と並称するをもてある
へ。官物ハ正税なり。地子ハ公田の租なり。近世の称呼よ
混れて。ハリヘの事実をあやまつへうらえ。

中葉藤原氏天下の大權をとり。代々大臣攝關よ仕。其一門

富貴を究め。封戸功田賜田などより。私の墾田園地等あくまで
て領。其餘の摺紳勢家これらのことく富榮を競ひ。官祿
を世へ。不輸の所を傳へて。國によ莊園と唱へ。家司を置
て。更よ国司の吏務よ與へ。又神社佛寺の封戸賜田あり。
就中浮屠の徒我意を振ひ。檀よ田園を領。山林を占。国司
の命を用ひす。

類聚三代格。延喜二年三月の官府専應禁斷。諸院諸宮王臣
家假民私宅号庄家貯積稻穀等物事右諸院諸宮王臣家於
諸國部内或本有田地自立庄家或新占山野收其地利。曰此
等一丈各求便宜借民私宅積聚稻穀等物号称庄家好妨官

物國吏之力不敢制止。出舉收納不能自由。公事難濟。藏此之由と見えて。此ころ既に莊園の國務を妨くべき勢ひ。見えたり。是より後漸々盛焉たり。國として莊園なき地はなく。長を司る者を莊司。庄家などといへり。今諸国は何の庄と唱ふる地ハ。此莊園のあとがあり。故に境界廣狭ひ。かくらむ。又庄名あき地もあり。さうを何の国何の郡何の庄何の村と必ずふべき物と心得るハ誤なり。國郡郷と次第する事本法なるよ。荻生氏の奈畠別志ともいへり。かくの如く。國守の權日ごと裏へ正税欠乏せり。後朱雀帝寛德年中。莊園停廢の宣下あり。猶又

後三條帝の英斷。此弊と矯むと思へ。記録所を置れ。國の莊園の文書とりて多く停廢せられ。決河の勢ひ支へかゝく。

白河帝より。

後白河帝の比はひよ及て。又諸國の莊園。よく多くなり。一

朝廷よりして。

院の御領の外。よ莊園を置れ。男女の親王又寵姫等。もうち下され。別して寺々へあまし所を給ひ。り。凡ハ。莊園ハ。公の常事となれ。ことへて。法ハ。上より崩れ。其後

同日佐因
止

平相國權を専ムして、一門悉く高位高官ニ登り、天下の諸国
を半過すやて是を知行し、其上庄園五百餘箇所、及ひ国司
の知る所百、一よナリ。終ヨハ國司任國ユトモ、ふくみさへ
なく、代と云を遣して國を治メ。ハナシ
皇威ハ振ハス、上輕く下重くナリて、制令も行ハレ。が
うり、ほとゝ國こよてハ兵士とも、頻年軍糧も託テ正税
をわざへ、莊園を侵し、天下裏乱の極となれり。源頼朝卿一身
の力よて、平氏の乱を平らケ。兵馬の權を握り、文治元年癸未
請て、諸國より守護を置、莊園も地頭も置、つら惣地頭後又追、
捕使丞夷將軍に仕す。とナリて、是と併せ、諸國の地頭、それ家臣、以
テ別譲末五、
武家を得
故に天正
朱子判
一斗六升
一斗六升
一斗六升
一斗六升

ては、是より國守の權守護も移り、領家ハ無ク如く、而て專武
家一統の世と成ぬ。されば公家の租稅の法も形斗ハ存て、其
実ハ大よ一変せり。うハ國によ守護地頭をたす。一より、軍糧
として、五畿山陽山陰南海西海二十六國既別、米五升を課
す。とあれハ、國衙莊園の租稅むづより定ナリの外、五升
づの采を武門より輸せししたとへハ一段改の地の正稅七升
五合ハ公家より收め、軍糧五升ハ武家より收め、二重の年貢よな
れり。松後よハ守護地頭ら農民よとろところ苛酷ナリて、た
のつゝも官物ハたろうよナリ。或ハ争乱のよきれよ。公家の
の莊園と武士の押領せらる有一。久以後の軍記などを

見てゐる所へ一さて右の一段五升ハ・国衙の知る所の正税
の外よ守護人の收る分量といへるよて其元暦文治以来全
武家の私領田園となれる地の年貢ハ・もとより差別あるへ
きゆなり。

上世より。

朝廷の百姓より一國の住人鎌倉一絃以後土地を率て
皆鎌倉の臣僕となり弓馬を以て家の業とし是より諸国
の武士盛大は成ぬといへとも猶其本居は土着して兵農
ワケモ。

朝家の正税ハ形のとく收め来れり。扱此諸国の住人ら

う耕民より収納する所の定めハ・今世より豪農・田畠と
作人より搜て其作得を取たるより似られハ取箇の
多うるへる勿論なり。猶此よりハ末より委してつゝへ
東鑑より実朝公の時関東諸御領ノ貢可被免三分二假令毎年
一所次第巡儀すべりとあり是ハ諸領分一度免するには
あらず一所つて代より其租をゆるべると聞えず又三分
より其二つを百姓よりされハ則三分一の租ナリ或書云此時
代の租稅凡地頭四分取百姓六分と取地頭四分の内一分ハ
朝家の貢より納む是より四公六民の法起きており此説た
ゞからぬと鎌倉の時代までバ猶国司も任せられ公家の

莊園郷保り形の如く有リケハ。一分を貢ニ納むトリヨサリ
有ヘキヨヤ。白尾國柱の成形圖說云。或書ニ楠中將ハ。十分
コ一ト其ニを納シテ有リ。此時隣國の民子來シテ山林す
ても居餘れカトあり。鎌倉以来。武家の取箇凡三分一の上な
リテんを。楠公十分の二を収め八分を免されシハ。特ニ薄稅
なれハ農民の集ひ来りテんもテナリヤリナリ。

後醍醐帝一旦北條と誅鋤シ。王政ふるさトカヘアリエ
トモ。又尊氏謀叛シテ再ヒ武家の代トナリ。義滿ヨ至リテヤ
シテ跋扈ト。是より公家の授事シタク。廢リ。國司ヲ絶テ守護
はナリ。ナリ名ハ守護ト。トモ。実ハ其国郡と已ウ有ト

朝家へ正稅を收めシ。莊園も亦如此。終ニ天下の田悉私領と
ナリ。偏ニ武門の手くよ。泰々ナム。

天胤之尊として。土地人民を知ル者ナシ。僅の御領莊
園等を。うけ傳ヘナシ。給ヘラアリ。申ゆ中カラム。

清輔朝臣の歎ヨウシ。ニセテ今ハ憲シキ。ト。ナリ。有シ。
ニ北條の政務よりハ。一際ナリタ。

朝家の御たとへと。ナシ。成ヨウ。

將軍家譜云。尊氏使細川和氏監諸國租稅之事。和氏悉押。公
家領地以為武士軍忠ニ食祿。於是師直等私領皆微。和氏之

所為攝関大臣以下諸公家皆到師直宅歎詠之尊氏直義聞之僅分授領地とあり淺草一木世のたとへうれ

成形畠説云足利氏の時より四分六分とて十ニ而て四を
収て六を百姓より与ふるの法を行へりといへり當時十ニ四
の公入の事ハ外より所見あれどこハ凡の定として今世と
よて取箇の法一ならず六十餘州の内所よりより又其地頭よりして
必一樣ナルヘシテヨリテ應仁の頃よりハ横歛苛政思ひ
やろヘ一足利の末の有様玉づけよ大名小名面に心任
領地を治め隣国と攻とるを勦とする程に面に武威を盛
一兵力を強くせし爲よ既に人數を多く扶持するから年貢

をも過分多くとらむハたらぬやうに成て年々増とうる
よ成りやう大う此戦国の時のやうハ田畠の物成の内
ひくよ農民の命をつけて飢饉及ひおきと百姓の手
よのう其余ハ皆年貢とれる位のゆきり一甚一まよ
なまくやとあるハタゞきうとなまく

王制廢れて鎌倉の代より三分一或ハ十ニ四の取箇の法
はすまれり重歛よりあれとも鎌倉の代より諸国の住人

皆

朝家の正税を出で故耕民よりハ十ニ四を收るも猶可な
らん足利の代より後ハ

朝家へ貢獻止て田畠の物成悉地頭給人の所得ヨリ夫よ
ても猶軍役又給せにて農民を苦一ら徵り上下困窮一
て終々室町領覆し。

○近世田租の法を論するに至制一段獲稻一束五把の定
めを引て今田租は比較一甚過分なるよ。とつゝハ一わ
づの論より委一ぐらばすもいづよ。一束五把ハ
朝家班授の田の正税より其余の公田ハ租法別より。
地子にて五分一によあたるより上よいへること
班授の田をうけて租調を奉る者ハ
良家の百姓なり此良家は家人奴婢奴婢今之被官百姓な
とのとくよて必其家の内よ抱へ置きの三りよハあらひ良家と奴婢
とふれどもハ今世頭令長百姓と小前水呑のことよりあよ

たありて口分田より耕して墾田等廣く領。是を耕營せ
しりて其獲稻の内奴婢の勞酬^{シテ}口腹を養ふ所とを量り
て免し其餘を良家の所得とするナハ。奴婢ハ調庸も出
き及良家の養立^{シタ}ものよて耕作の勞を以て餉口す良家ハ
其田の作得と収納して。

朝家へ正税及調庸を貢す故よ昔時といへとも奴婢の家よ

り收る所ハ十^ト三四ならんと思ハ。あういふ故ハ。

朝家へ收る公田の租すら五分の一なれハ。後世の地頭給
人ハ此良家の豪族なり土民ハ昔の奴婢より士の農よと
ところの租法爰々權輿するもあらじや後世兵農全くわ

兵農分

れで今百姓ハ耕に之軍役モ成ス。かく調庸も
つゝ、事ある時ハ只武人のミ。身白刃を犯。堅木を碎き。
屬モワトを

強木を潔くの艱難。當れハ民ニとるの多より止を得ざる
勢にて。今日是をあがからず重歎。是王制正
税の法と。其本異なら。故なれハ。今封建の世にて。一概
よ其輕重と論へかず。一わすり王制の薄税ナリト。を
聞て。是を今日よたゞ。農家の者ナ。今とアヤ上をう
とみなし。さへ。かひづゆナムヘ。されハとて上よたつ
人ハ。今日の姿を。あらゆる所。いよいよ。とて
下民の大よ苦。むきをあらひ。殊々上々年貢運上をよ

1. 課役を。つけ。調達金など。唱へて。民の財を取上んを。ソ
よ是らば。こハ玉画よ論へれたるを。末よ引り

○上古田幾町と云。鎌倉の代までなほ町數を。いり。後よハ貫高、
と云ふ始より。足利の代專貫高を以て唱へ。天文の頃より今
石高よ成きりと見え。又。檢地の。武家の代と成てハ。應安元年
足利義満諸国よ令して。檢田を汰除せ。よりあれども。はま

北朝一絆の時。なづねハ徵。かず。天野信景の壩鬼よ。天
文二十二年三月。將軍義輝公より。國々の守護人よ令して。國
この所領を。乞。日記を以て。言上に。べきの。手。を仰せ下に。
仍て国々知行の地。自領他領と。なく。一国限りよ記せり。高木

天文記

豐臣義高

光資・上野晴時の兩人諸國の帳を受取て是を改む。俗も是を天文縄としよ。是なり。此時検地惣高千八百六十九万七千二百四十九石。壹岐對馬の二嶋ハ此外ナリ。又リ。是より四十年ハアリ後。天正年中。豊臣氏の日本惣檢地とリ。又有て。其時一段を三百坪。一段より六十坪。これを削りて。日本国中。凡八百萬石余打虫され事あり。是を豊臣氏のナニヤー高と云と見え。按す。家忠記。文祿四年六月秀吉諸国の田畠悉檢地。餘分の賦税を収公せらる。旨命ありと云ふ。天正より文祿より。諸国を檢地せ。成へ。豊太閤古法を変へ。三百六

段別

二石六斗
一石六斗
半石

十歩一段と此時三百歩。縮りて一段の取采ハ。猶三百六十歩の時の取采と用ひられ。さうてハ八百万石の高。打ちへきやう。かくの如くなれハ。民へ。困。り。かく。然。板此時代の取箇の定めハ。成形畠説。文祿四年豊太閤九ヶ條法制の中。天下之賦税三分二者地頭取之。三分之一者百姓自取之。見え。當時の田賦ハ。田一段。稻一石六斗。栗ハ。一石二斗。と首として。村の位次。二斗下り。賦又下。村の畑ハ。下村の畠より一外下り。賦。ア。セ。トあり。一石六斗。五分稻。ア。テ。八斗の米を一段。ア。セ。ナ。レ。ハ。尤強。取箇。ナ。リ。租税の苛酷。成。ア。セ。ハ。實。豊臣氏。極。れ。ア。

著。山川。考

とつよへー。

集義外書より云むべしハ農と兵と一緒にてされす軍役ミ
な民間より出たり。武士皆今地士と云者の如くなり。後
のとく城下へ出て屋形と並へ居ることハなうり。士
と民とわかれず一丈十尺を出でたり。別よ士を扶持す
る知行とてハいじきさる。かゝる恭檢質素として驕奢なされ
と費なし。十九一丈一丈満されり。今ハ士と民とわられて
士を上より扶持する故よ。知行とひ扶持切采とひびて。
多くいぢなり。一のゆハ士をねよ。十九二三とひてめた
らぬ。農よ兵か。故よ民奴僕と成て。どろ事つよく廢る

成り。故よ農兵の風ふきてのちハ。一旦治るといへとも。
君も士も民も離れくよ成て。果とハ惣つまつよ成へしと
あり。熊沢氏二百年前より先見のことく。今世惣つ
キわとなれり。因て今諸候士と土着せり。人とする議あ
れとも。たやそく行れ。自此兵農わられて。諸国封建
の勢ひとたまる。既よ鎌倉より其漸となせり。然れども全
封建となれる。ハ織田豊臣の時代より以来の事。其以前
を諸国の守護人など称し。やく諸侯の姿は。あれと。鎌
倉までハ武士なほ土着して。

朝家の正税を貢。郡縣の形ぢ残れ。足利の代より其姿

を失^{ワセ}て

朝家と蔑^{スル}如^ヘ恣^{スル}なり^ト、其名目ハ猶曰^{カツ}因^テ守護地頭と唱^ヘ國主城主など^ハアリ^ハナリ^カ。豊臣家の時とく^ヘとも。

天朝より新令と下^ル、郡縣と廢^ル、封建の制^{を立セラフ}。旨^ハ凡^{えされど}、諸侯と封^一國と建^ルこと、戦国割據の勢より終^{ヨリ}豊公の時^{ヨリ}至^ルかく定^{められ}たり是^ハアリ^{ナシ}。

皇國のれのづくらだる勢^モ、大化以前上古のありやまよ^ニ復^ル、武威^{ヤハシ}と強く万國^{ヨリ}秀^ム。

神州の名むす^ハからぬ^ハ偶然^{ナシ}、必天祖の照鑒ある所^{ナシ}。歴朝詔詞解^ス。

天智帝の御代のゆき論^スて、漢國^{アリ}とキサヒテ、郡縣の制^スなされ^ハ、ハハ^ハトモリ^ハ、整^{ハシメ}たれ^ス、如^クならん誠^ス。是^ハ中^ノコ

朝廷^(カイジウ)の大御^{ハシマ}威^{ハシマ}のたとく^ヘまほ^{ハシマ}基^{ハシマ}とけ^{ハシマ}りまく^{ハシマ}る^ミのあり^{ハシマ}る。累^{ハシマ}僅^{ハシマ}五百年斗^{ハシマ}は^{ハシマ}とよ^{ハシマ}や^{ハシマ}く^{ハシマ}つれ^{ハシマ}めてゆ^{ハシマ}て保元平治元^{ハシマ}暦文治の代^{トキ}より、天下諸國の有^{ハシマ}さよ^{ハシマ}、又^{ハシマ}あらや^{ハシマ}は立^{ハシマ}へりて、此常典^{トキ}唯^{ハシマ}名^{ハシマ}の^ミ残^スりて、その^ミうち又^{ハシマ}上代^{トキ}の形^ス成^{ハシマ}つ^{ハシマ}り^{ハシマ}よ^{ハシマ}た^{ハシマ}。

皇神の御心を思ふへ。究々こといへり。

國の強きハ

殊ニ吾

神州ハ惟神の道ニ隨ひて

建

原朝ニ肇

給

ひ一制ニれハ是テ後世の漢よりニヤクニラニテ神の御心ニモウナフヘよ豊太閼の後傑なる一世天下をのやくニせられトすらの嬴政、諸侯を廢し国を縣ニせ一法コハよられて却て此時やすく大小の候伯を封ト封建の姿を固められシハ時の勢コヨレのミユハあらて実ニ神列を雄くノ國威を海外ニ輝カサ人之心ニテうへも大器量のニヨソシノリ

近代とナリて慶長の頃より諸國、檢地あり。此時六尺一分の竿ニ用ひ。豊臣家ハ六尺三寸の竿ニ用ひふといへり。収法ハ豊臣家の制ニ隨ひ。三百歩を一段ト。一村の米辻^{コメヅチ}則十石米ニテ田畠より取揚る惣米高をいふ。を以て村高とは是今之石高ナリ。取箇の法四公米民、平本五民、國所ニ因て同トカラム。上代ハ稻ニテ收む。中昔よりハ収納ナリ

ト。元和年中玄米納めニナリ。其上俵ニト何が込ト唱へて。余計の外入ト。其外口米夫米浮役ナムト唱ヘ。農ニト云所サクナム。今時の取箇の法ニヨア凡と云。人普くナム所ニキハ今是ニあるナム。其細目ハ地方大成ニヨリナキテ見ヘ。

玉ぐぐニ云。今之世の年貢ハ。かの戦国の頃のやくされと至て多ナリ。然るよ今之武士ハ古ヘの定めの私量を毛考ヘ。次第は多く成ゆるナケトモ思ハシム。只本より今之如く上るヘキハ。のものと心得居て。ミナリヨハ姓ニホヘ。け苦一むる國のよアヨハありとせん。ハ

歴七年勅
補対毎帳耗分
加減と停
歴年類聚國
史小見元あり

なふゆうや。又百姓の年代入へ駒乗りたる年貢の事よりハ今之空すりかとハ必上るケヤハの物と心得て是を過分よ多ヒと思ハぬされハ不便なうを年貢ハ空すりの通りナリ。何事かレハせめてハ右の子細を打ほ一め此ハ今之百姓ハ心身と勞する所古ヘよりハ甚しく年貢ハ大よ苦しむ物アリ。又朝々給給ノ便不便は思召て有來カだら空すりの年貢の上といさゝきを増加やう。サ一までも百姓の辛苦のやうやうよと。何事かレハ御大名の肝要が空く下への役人をもつて此の心づけをオ一として忠義と思

ハ隨分百姓をハシハラハセむねを常く仰付らる。ハセ御事ヨシナリ。とあり。誠ニ此論今時の弊を責ても。之言迫切ならば。味ひ有て意深。諸侯大夫ハ必ずトヨリ。未ニヨリ。アリヤテ。民政ニあつたる人ハ此心得あらず。アリヤタリ。又ちやかニ。諸藩ニ商法を開くる。上下と利せん。アリ。又ガラを。あへへ心得て。ヤ一當りの利益又眼くらみ。未の為ハ恩ハ。アリ。新法を設ケ。國産の品と取捌さむ。ト。下の利を上へ奪ふやうな仕方ある時ハ。其国所の裏微と。ガラのミカラヒ。終ニ民心怨望して離畔する。至るヘ。大御宝をかへせよ。又苦へ。シ。よううト。や。う。も。

の御託宣ふる人民
より皇大神宮の御
宝なりと詔ひ
と思ふ

を心すべし業かわうし。

右に墾る所・租税古今沿革の概畧かくの如一・なほ其尺度畝法より近古の遠ありて・拵ハ古ヘよ倍一・段町ハ約二丈ヘよ減せり・又穀納やみて米をきらと成るの類ひすくて是らの差別を細クよ弁へげてハ・今を以て古ヘを考ふるよ・違ふこと多うるべし。

今其度量の古今相違せるあらゆ一と論せんよ・王制天下

の百姓班授の田の正税ハ・一段よ米七升外五合・公田の租ハ五分の一・其一段とりよき五尺四方是大尺と云ものこ大尺の一尺ニ寸たり五尺ハ即今之六尺又當る是のミハ今と古ハらは頼山陽の著書のうちヨ「歩古ヘ八尺今六尺とい

ヘリニハ周よハ八尺を用甲の事ニえされとテハ西土のとこ皇國ヨハ上代よりハ尺を用ひられしるナ・今之文を考へて知へ一を一步ト・三百六十歩也・上田一段の得頼氏の説心得すを一步ト・三百六十歩也・上田一段の得禾ニ石五斗の定されハ・今の一段よてハ二石ハ外三合有奇ナリ・一步よハ六合九勺有奇されハ・一外三四合の糲よ當る令の外ハ當今之糲よ比ぶれハ・凡三分一ほどといへり・三器放畧よハ・一外ハ今之三合七勺ハ抄弱と云・此説よ因て筈すれハ・一段ニ石八升三合有奇ハ・今糲の七斗八升・七合四勺有奇・一步よハ二合六勺ニ抄・是糲の五合二勺糲一外をすりて禾五合を得る積り・はうりすり・今現よ諸國の上田の得る所をとるよ・押抜一步の糲一外の内外を以て租を量る。

王制一步の収五合二匁なれば近代年貢積りの強きを知
ヘト假今ハ古代五分一の租といへとモ一段の得禾を七
斗八升七合四匁有奇ト此五分一臺斗五升七合有奇
近世の如く上田一段の得禾凡石五斗とも時此五分一
合三斗されハ唱ヘハ五分一よてモ上よと所の実ハ一
斗四升餘多一武家の世トナリテ鎌倉の王末一室町十
曲豊臣氏ニド土近代五分五斗或ハ六石四斗などの租法
収納め乞采納めとナリ浮役諸運上など何くれと課役の
條目もいできて世の代る度よ減るのみなく取増のミされ
を心あらん人既往と考て将来と制すべし。

是を以て見るニ世の降るゝ隨ひ彼よつけ曼よほ々て民よ
とのやもへ厚くうたるハナシ其上むづハ國ニ賙急の
田あり救急の稻ありて民の飢乏を救ひ水旱凶蝗必蠲符を
下して租調を免し又

朝廷大礼あれハ八十以上高年の者又鳏寡惱獨と賑恤一田
租或ハ調を免せらフたゞ後世絶てがさ所也然るゝ今
幸ひよ

皇政御一新の盛運よ齊り

列祖の御偉業よ基き

當今の御仁徳を體認す天下大小の候伯各其国郡の民政を

孝徳帝の御時群臣
ノ悦一て民と使ふ
乃道と密間一かへ
ア大臣の先神祇を
祭鎮一て然後政事
を議へ一と奏せら
シテあとども思ふ
べき事あわ

一洗志給ハんすかの神代櫛小門の祓禊の如く非常の大英
断もて旧弊の穢惡を悉く解除。清々一き赤心もて。やうつ弟
一ヌ神祇を敬ひ盛ニ祭事を興し灾と禳ひ害と除す農桑を
勧め猶又租税の事ハ博く時代の沿革を考へ古今を商量。
輕重其宜きを得疾苦を省き課役を薄くして民の生を厚く
うめ食を足本を強くして。

天朝の藩屏たらじことをひしきすよへせよや。

慶應四年辰四月

三浦千春記

三浦先生著
大矢田神蹟考 近刻 全一冊

此書ハ美濃國大矢田村かる天若日子下照姫天孫女等の神蹟
及藍見川の河ある巣山の考より古事記傳の附錄とすべき書なり

江戸日本橋通一丁目

須原屋茂兵衛

同

通二丁目

山城屋佐兵衛

發行

西京麁屋町通寺町東

池 村久兵衛

同三條通寺町東入

丁子屋源次郎

大坂心齋稿筋北条太郎町

河内屋喜兵衛

同

安土町


河内屋和介

尾州名古屋本町通七丁目

永樂屋東四郎

同

通四十日 永樂屋正兵衛板



040709-000-0

3 4 5 . 2 1 - M 5 7 3 S

租調考

三浦 千春 / 著

M 2

B D E - 0 4 0 6



345.2

M573A